

車両による通学について（別紙）

- (1) 本校に在籍する生徒本人（以下生徒）が運転する車両による通学は原則禁止とする。
- (2) ただし、何らかの事情があり、生徒が運転する車両による通学を希望する場合は、自転車、原動機付自転車、四輪自動車に限り、次の①～④を提出することで車両による通学許可を申請することができる。
- ①車両通学申請書
- ②自動車検査証（車検証）のコピー（四輪自動車のみ）
- ③任意保険に加入していることがわかるもの
- ④自転車以外の車両は運転免許証のコピー
- ※②、③、④は確認後に本人に返却する
- (3) 提出書類をもとに担任、生徒指導部、定時制教頭（または校長）の順で次の①～⑦を確認し、その全てにおいて通学に適していると判断された場合に限り、生徒が運転する車両による通学を許可する。
- ①申請理由が妥当であること
- ②自動車検査登録制度（車検）を適切に受けていること（四輪自動車のみ）
- ③任意保険に加入していること
- ④運転免許証が有効期限内であること
- ⑤整備不良と思われる箇所がないこと
- ⑥公序良俗に反するまたは通学に相応しくないとと思われる車両でないこと
- ⑦自転車及び原動機付自転車での通学を希望する場合は、ヘルメットにPSCマーク、JISマーク、SGマークのいずれかが貼られていること
- ※自転車を着用して登校する場合は、ヘルメットの着用を努力義務とする



- (4) 「車両通学申請書」は車両ごとに提出し、許可を受けること。
- 【例】
- A 自転車と原動機付自転車を所有し、そのどちらでも通学する可能性がある場合
→自転車での「車両通学申請書」と原動機付自転車での「車両通学申請書」を提出
- B 四輪自動車を2台所有し、そのどちらでも通学する可能性がある場合
→四輪自動車での「車両通学申請書」を2枚提出
- (5) 申請をしていない者や許可を得ていない車両での通学を教職員が確認した場合は、その時点で指導及び懲戒を行う。（やむを得ず代車等で登校する場合は申し出があれば認める）
- (6) 許可を受けた車両であっても、(3) ①～⑦に違反すると教職員が判断した場合は、その時点で申請車両全てに対する許可の※¹一定期間の停止及び※²取り消しを行う。その際、指示に従わない場合は指導及び懲戒を行う。
- ※¹ ここでの一定期間は、違反項目を改善しそれを教職員が確認するまでの期間とする
- ※² 取り消しは、「許可の一定期間の停止」の指示をすでに2回受けた者に対して行う
- (7) 学校敷地内外を問わず、本校に在籍する生徒本人が運転する車両による危険運転等で安全な通学を保

証できないと生徒指導部が判断した場合は、その時点で申請車両全てに対する許可の※³一定期間の停止及び※⁴取り消しを行う。その際、指示に従わない場合は指導及び懲戒を行う。

※³ ここでの一定期間は、1ヶ月間とする

※⁴ 取り消しは、「許可の一定期間の停止」の指示をすでに2回受けた者に対して行う

(8) 全ての車両において学校敷地内は徐行（おおむね10km/h以下）を原則とする。

(9) 以下の①～③の禁止事項を設ける。違反者を教職員が確認した場合は、その時点で申請車両全てに対する許可の※⁵一定期間の停止及び※⁶取り消しを行う。その際、指示に従わない場合は指導及び懲戒を行う。

※⁵ ここでの一定期間は、1ヶ月間とする

※⁶ 取り消しは、「許可の一定期間の停止」の指示をすでに2回受けた者に対して行う

①学校敷地内外を問わず、自転車や原動機付自転車での2人乗り

②車両の空ぶかし

③騒音や蛇行運転、無断駐車等の近隣の迷惑となり得る行為

(10) 交通法規を遵守し、違反・事故のないように十分に注意すること。違反・事故未然防止のため、生徒が運転する車両による通学をする場合は、学校で実施する「交通安全教室」への参加を原則とする。

(11) 重大な交通法規違反等を教職員が確認し指導上必要だと判断した場合は懲戒処分及び通報等を行う。

(12) (1)～(11)で示した違反行為等以外に対しても、安全管理上問題があると教職員が判断した場合は、その都度協議し必要な場合は指導及び懲戒等に限らず、車両による登校制度そのものの見直しを行う。